

平成 29 年 1 月 27 日
鳥 取 労 働 局

米子労働基準監督署における文書の誤送付について

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、米子労働基準監督署（署長 仲濱 弘昭）（以下「米子署」という。）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認し、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

米子署において、A 事業場の時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）書を、誤って B 事業場の本社に送付するという事案が発生した。

36 協定書には、A 事業場の代表者の職氏名及び印影、労働者の過半数代表者の氏名及び印影等の情報が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成 29 年 1 月 20 日、米子署に A 事業場の 36 協定届及び協定書並びに B 事業場の 36 協定届、事業場外労働に関する協定書等が郵送で届いた（両事業場とも、米子署届出分及び事業場控え並びに返信用封筒が同封されていた。）。

両事業場から届け出られた 36 協定届及び協定書の事業場控えを返送するに当たって、一旦は適正な確認を行った上で封入をしたところであるが、B 事業場については、事業場外労働に関する協定書のみでは受理できないことに気づき、届け出られた事業場外労働に関する協定書は返送するべきであると判断した。

このため、B 事業場の事業場外労働に関する協定書を取り出そうとしたところ、誤って、A 事業場の 36 協定書を取り出し、B 事業場の本社あての返信用封筒に封入し、封入した内容物の確認をしないまま、封緘し、返送してしまった。

- (2) 平成 29 年 1 月 23 日、B 事業場の本社から「米子署から返送された書類の中に、A 事業場の 36 協定書が入っていた」と米子署に電話があり、この時点で誤送付が判明した。
- (3) 平成 29 年 1 月 23 日、直ちに米子署の管理者が A 事業場の本社に電話連絡し謝罪し、了承を得た。
- (4) 同日、米子署の管理者が B 事業場の本社に電話し謝罪するとともに、平成 29 年 1 月 25 日、B 事業場の本社を訪問し、謝罪の上、A 事業場の 36 協定書を回収した。

3 発生原因

返信用封筒に、一旦は封入するべき書類であることを確認した上で封入したところであるが、その後、封入及び封緘作業をやり直した際に必要な確認を怠ったため、他の事業場の書類を封入していることに気付かずに封緘してしまったこと。

4 再発防止対策

- (1) 米子署においては、直ちに署長から職員・非常勤職員に対して、郵便で書類を送付する際に、いわゆるダブルチェック（書類の封入者は、送付する書類と封入する封筒の宛名を突合し誤りがないかを確認し、さらに別の者が確認した上で封緘する。）の実施等、基本動作の実施の徹底を指示した。

さらに、封入及び封緘作業を中断した後、再び作業をやり直す場合には、改めて、送付する書類と当該書類を封入する封筒の宛名が一致しているか及び封筒の宛名とは別の事業場の書類が封入されていないかを必ず確認した上で、封緘するよう指示した。

- (2) 鳥取労働局においては、直ちに、局内各部課室並びに管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、文書により本事案の概要の周知と注意喚起を行うとともに、個人情報の適正な管理・取扱いの徹底について指示した。

また、誤送付が判明した当日及び翌日、米子署に対する緊急監察を実施し、個人情報の管理状況を検証するとともに、個人情報の適正な管理・取扱いの徹底について指示した。